

Title	〔最高裁民訴事例研究八〕 一個の債権の数量的な一部請求についての判決の既判力 損害賠償請求事件 (昭和三七年八月一〇日、第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira) 伊東, 乾(Itō, Susumu) 民事訴訟法研究会(Minji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.11 (1963. 11) ,p.109- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19631115-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 八〕

昭三七七(最高民集一六卷)
(八号一七二〇頁)

一個の債権の数量的な一部請求についての判決の既判力

損害賠償請求事件(昭三七・八・一〇、第二小法廷判決)

X(原告・控訴人・被上诉人・前訴原告)は、その所有になる価格三〇万円の床板を倉庫業者Y(被告・被控訴人・上诉人・前诉被告)に寄託した。Yは過失で右床板を受領権限なきZに返還したところ、Zはこれを処分してしまつた。XはYに対し、損害額右物件の価格三〇万円の内金一〇万円を前訴において請求した。前訴第一審でX敗訴。控訴審でうち八万円が認容されて判決確定。後刻XはYに対し残額二〇万円とこれに対する遅延損害金を請求したのが本件である。第一審は、Xの訴を不適法として却下した。第一審被告訴訟代理人は、原告の請求はこれを棄却するとの判決を求め、答弁として本件訴訟は既に確定判決を経た事件と当事者及び訴訟物を同一とし、右前訴において、XはYに対して損害賠償として金一〇万円の支払を求め、原告の過失を斟酌された結果内金八万円の請求を認容されているのであつて、決してその有する請求権の一部を訴訟物として判決されたものではない。従つて今本訴において右請求権の一部であるとして、未払残金二〇万円について支払を求め、これは前訴の確定判決の既判力に抵触する、という主張が容れられたものと思はれる。X控訴。

控訴審裁判所は、およそ金銭債権の一部は本来特定のできない性質

判例研究

のものであり、その一部を行使することは債権者の自由であるからその一部請求について確定しても残額請求については既判力が及ばないと解するを相当とすべく、これと異なる見解の下に控訴人の訴を不適法として却下した原判決は失当であるとして、原判決取消、原審差戻の判決をなした。Yが上告。

上告理由は要するに、(1)前訴におけるXの請求の趣旨は金一〇万円の支払であつて、金三〇万円の内金一〇万円の支払を請求してないから、Xの右訴訟は寄託契約に基因する損害賠償請求権及其額が訴訟物である。(2)たとえ被告人の主観において三〇万円の請求権ありと信じその一部一〇万円を請求したとしても、受訴裁判所は審理の結果当該請求権がその一部とされた一〇万円にも満たない金八万円であると認定したものである。したがつて、本件後訴は前訴の確定判決の既判力に抵触する、と主張している。

これに対して上告審では、一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴が提起された場合は、訴訟物となるのは右債権の一部の存否のみであつて、全部の存否ではなく、従つて右一部の請求についての確定判決の既判力は残部の請求に及ばないと解するのが相当である」として上告棄却。

判旨に賛成。

一、一部請求の可否については、判例、学説ともに対立している

(肯定説をとる学説としては、村松「金銭債権の一部請求」法律時報二九卷四号四七〇頁、小山「金額請求について」民訴雑誌六号一五一頁、帝野判批民四四一巻二号一八八頁、

伊東判批民商四八巻五号一頁、同判批本誌三二巻一頁一〇一頁、内池判批本誌三二巻一頁一〇三頁、石川「請求異議の訴と個別的執行の排除」本誌三五巻四号三七四頁以下、否定説をとるものとして、兼子「確定判決後の後債請求」民事法研究一巻三九六頁以下、三ヶ月民訴法二〇八頁、同判批民商七二巻一頁九六頁、同民訴法四巻一巻一九六頁、小室「一部請求の訴訟上の取扱」法学教室一〇六二頁肯定説をとる判例として、金比佐依「一部請求を棄却する確定判決はその請求部分の不在についての既判力を有するにすぎない」とする大審昭和一八年五月三日民三判法字一三二巻九九九頁、債権の一部の請求であることを明示して訴を提起した場合訴訟物は右債権の一部であるとする最高昭和三四年二月二〇日民集一三巻二二二九頁時報一七八号三頁、判例として、否定説をとるものは、いずれも一部請求を不適法却下せんとするものではなく、後述のごとく、一個の債権の分属の一部について訴を提起した場合、一個の債権全部が訴訟物で訴訟係属・既判力も債権全部に及ぶとするもので、昭和三年二月二八日東高民四判高裁民集九巻三号一三〇頁、昭和三年五月一七日前。

私はかつて本誌上前掲論文中でこの点について既に論じたので、ここでそれを繰返す積りはない。以下その後氣のついた点について述べてみようと思う。

二、三ヶ月教授は従来の否定説を以下のごとく理解される。「この説の真意は不適法として却下すべきであるというにあるのではなく、分量的に割つて来ても全額が訴訟物になっているのと訴訟係属や既判力の点では同じに取扱われても仕方がないのだ、その点をも分断せしめよう」と意図しても、訴訟制度の本旨からすれば無視されてもやむをえないとみるべきだとすることは、請求拡張という方法を当然のこととして認めていることから明らかである。」(前掲判批九九一頁)「一部請求は求める給付命令の上限を画する行為として処分権主義の枠内で自由であつて、決して不適法ではない」と云い直すと同時に、審判の対象と給付判決を求める限度を原告がそう欲すれば分離しうるのが金銭・代替物の請求の特異性であると率直に認め、一面で——訴訟物として司法的判断を受けるという効果の面では——債権全額が一つのものとして判断の客体となり、他面で当事

者が欲すれば数額の点——どの限度までを国家機関を煩わしてまでも強制的実現を意図するかという意味で給付命令の上限を画すること——について当事者の自由を認めるとともに……と(三ヶ月前掲)。

一部請求が当然に全部請求として取扱われるとする一部請求否定説は、一部請求を不適法とする一部請求否定説とは勿論異なる。しかし、前者の考え方の基礎には、後説の根拠と共通のものが存しうるし(被告・裁判所との関係における適用など)、さらに、もし一部請求を認め、既判力の範囲も分割された分についてのみ生ずるのですると同一債権が原告の恣意により細分されるのに応じて判断抵触の可能性も生じるといふ考慮もある(三ヶ月民訴、前記共通の根拠については既に前掲論文中でいずれも理由がないことを明らかにしたので、ここでは繰返さない。後者すなわち同一債権につき存する判断抵触の可能性については、判断の対象が同一債権であつてもその異つた部分である以上は当然であろう。同一債権の存否につき同一当事者間で判断は一つしかあり得ないとすること自体実体的な物の見方に影響されてはいないであろうか。かくして、この理由も肯定説に対する論理上必然的な批判とはなり得ないであろうと私は考える。むしろ問題にとつて重要なのは、一部請求を認めるべき実際上の必要とその弊害の比較衡量の問題、換言すれば政策的考慮である(村松前掲)。(四七一頁)。

三、もつともこの点に関して伊東教授は、「従来の論争の枠内では、どんなに両説を対決させても、理論を深める役には立たない」とされ、さらに「一部請求の問題の本質は、金銭債権の数量的な一

部についてのみ判決の『既判力』を生ぜしめることが可能かという、いわば『既判力の可分性』に存するであろう。裁判が訴訟物のあり方を規定し、従つて、既判力が申立のあり方を規定するとともに(伊東・裁判の対象と訴訟の対、象・本誌三三卷二二三頁)、一部請求否定説の諸論拠はすべてこれを既判力の不可分性と翻訳することができるからである」とされている(伊東前掲判批七、六九一七〇頁)。伊東教授の主張されるように、既判力が申立の在り方を決定することは正当であると考えるが、一部請求に対する裁判の既判力がどの範囲に及ぶかは、既述のごとく論理上必然的に決定されることではなく、政策的考慮から決定されるべきことである。したがつて、既判力の範囲の問題から出発しなければならぬという命題が、実はその前提としての政策的考慮から出発せねばならないということを意味しているのである。

私はこの政策的見地より一部請求肯定の場合の利害得失を検討した結果、前掲論文において肯定説を妥当であると考へたのである。

四、肯定説によれば、一部請求は適法であり、訴訟物は債権の一部であり、他の部分は係属も潜在的係属もしていない。既判力を以て確定されるのは当該債権の訴訟物たる一部である。伊東教授の正当に指摘されるように当該一部が全債権の一部であることは理由中の判断であつて、この点が既判力を以て確定されるわけではない(伊東民商判、批七七七一頁)。

五、なお伊東教授は、前記の立場に立たれて、否定説を以下のよりに批判されている。「一〇万の確定をえた原告が既判力に阻止せられて残額九〇万を訴求しえないという結果は、固より一〇万が全

部だという確定を伴うものとみなければ説きえない所であるが、この一〇万の(部分)債権それ自身としては無用な外部的制約が、当然この権利とともに確定される謂われはなく(全額を既定した場、合ても同一である)、その確定を説くことは即ち判決理由に既判力を認めることに他ならない。「既判力の双面性」ということを援用し来つたにしても、確定されたものが一〇万以下ではないとともに一〇万を超えるものでもないということをそれの意味するだけで(全額一〇万確、実体権が一〇万以外にも存するか否かには何のかかわりもない)と(伊東民商判、批七七七一頁)。否定説が理由中の判断に既判力を認めたというよりは、むしろ、一定の政策的根拠から既判力が当該債権の全体に及ぶことを制度的要求としているのであるから、既判力の客観的範囲の例外現象はこの点に基因すると考えるべきではなからうか。かように解すると、否定説は結果的には既判力の客観的範囲限定の原則に反するようみえるが、実はその例外を正当化する原因がそれ以前の制度的要請として別に存在するのであつて、これを非難することは必ずしも妥当ではないにも考えられる。

また、肯定説の立場から否定説に対してなされる批判の一つとして、実体法上債権の一部行使は自由であるから、これが訴訟法上も認められない理由がないといわれる。この批判も必ずしも妥当ではないように思われる。たとえば、実体法上形成権(解除・取消)の行使は自由で何時でもできるはずであるが、訴訟上これが行使を主張する場合は訴訟における攻撃防禦方法提出の制限にしたがわなければならないし(九三)、また既判力によりその主張が遮断されることも

ある(たとえば、給付判決確定後に取消権を行使して請求異議の訴を提起することはでき
ない)し、相殺ですら既判力の標準時に適状にあり且つそれを債務者が知つていて
相殺しなかつた場合は確定後の相殺は請求異議事由にならない)。かように、実体
法上認められる権利主張の方法が訴訟制度の目的からみて訴訟法上
制限されることは充分考えられる。そして結局かかる権利主張の方
法が訴訟法上認められるべきか否かは、その利害得失をめぐる政策
的考慮から判断されるべきである。

しかし、前掲論文において既に検討したように、その政策的考慮
からは一部請求を認めるべきであると考へるので、肯定説を是と
し、判旨に賛成する。

(石川 明)

昭三七(八)最高民集一六卷 (八号一七二六頁)

国税徴収法旧二二一による代位者の独立当事者参加

預け金返還並びに差押債権履行請求事件(昭三七・八・一〇)第二小
法廷判決)

X(原告) Y(被告)間に預け金返還請求訴訟の繫属中、国税滞納
処分としてXの当該債権を差押させた国が、民訴七一条に基づき当
事者として訴訟に参加した。参加人・国は、Yに対し当該金銭の自
己に対する支払を求めたが、Xに対しては当初いかなる請求をも起
こしていなかつた。第一審はYの全面的な本案勝訴におわつたの
で、参加人・国から控訴、Xは控訴しなかつたが、国は控訴審第四
回口答弁論期日においてXに対し本件債権の取立権がないことの確
認請求を追加、Xは控訴審第三回口頭弁論期日において原判決を取
消しYに支払を命ずべきことを求めた。Yは、Xが控訴期間内に自
ら控訴をおこなつたことによつて、X敗訴の第一審判決が確定

していると主張するので、控訴裁判所はまずこの主張を排斥、本案
について審理のうえ、第一審判決を変更して、参加人・国の両請求
を認容した。これに対し、Yから上告をおこしたのが本件であつ
て、上告人は、本件参加は民訴七一条前段の参加(権利被害)で同
条後段の参加(権利主張)でなく、前段の参加については六二条の
準用はないと解すべきであるから、Xが控訴期間内に自ら控訴をお
こなつたことによつて、X敗訴の第一審判決は確定している、
と主張した。最高裁いわく、「所論は独自の見解にすぎず、所論國
税徴収法の条規に基づく滞納処分の債権差押によつて国が被差押債
権者に代位する法律関係を、同条規により差押後国が被差押債権の
取立権を取得し被差押債権者の権利を行使しうるに至る関係である
とした原判決の解釈は首肯できるところであり、本件参加訴訟につ
き、民訴七一条、六二条を適用した原判決には所論違法はない」
と。——棄却。

本件差押当時の国税徴収法(昭三四法一四七
による改正の前二二三条ノ一は、差押によ
つて「政府ハ……債権者ニ代位ス」と定めるものであつたから、こ
の代位が単なる取立権の取得を意味するのか、それとも債権自体の
移転を意味するのか、議論の余地があるわけであるが(とみるのはこの
場合の差押の目的を逸脱するから取立)、判旨はこの問題にかかわるのではな
く(上告理由も債権自体の移転)、上告論旨が差押によつて国は「Xに代つ
て取立を為し得るに過ぎない」から民訴七一条後段の第三者に該當
しないと主張するに對して、国は「被差押債権の取立権を取得し被
差押債権者の権利を行使しうるに至る」のであるから同条同段の第
三者に該當すると判示するのである(平審判事の本判决批(民商四八卷五号七
債権自体の移転たす)。国がただ「Xに代つて取立を為し得るに過ぎな
る立場を主張される)。

い」という上告論旨の意味は判然としないが、Xにおいても自ら取立ができ、且つX自ら取立を行う場合は国はこれに容喙する権限を持たないということでは、滞納処分目的は全く達しないのであるから、ここは、判旨ともども、国が取立権を取得し、国のみがこれを行使用しうるものと、解しなければならぬ。

然るときは、国は、XY間の訴訟につき「訴訟ノ目的ノ全部若ハ一部カ自己ノ権利ナルコトヲ主張スル第三者」に該当し、民訴七一条後段の要件が具備することになる（上告論旨のように解すると同条）。本条本段の文言が何を意味するかは必ずしも明かとはいえないが、Xを牽制して彼が給付を受けることを妨げ、みずから給付を受領しないでは、その存立理由を全うしえないこの場合の取立権の性質に鑑みれば（来子新修体系四一四頁に「請求の趣旨におい、紛争は、あたかも、三面統一解決を意図する本条の趣旨に適合すると認められるからである（伊東「民事訴訟における参加の諸形態とその特質」法学教室二五号五八頁参後段がは明）。）

尤も、民訴七一条によつて独立当事者参加をしようとする第三者は、原告・被告双方に対して請求をおこなうことが必要である（前掲）。
そうでなければ、六二条準用の根拠が与えられない（山本戸「訴訟参加と一卷三」）。本件で、国は、当初Yに対してのみ請求をおこし、控訴審に至つて始めてXに対する請求を追加したが、Yに対する取立権の行使が七一条の参加と称して登場するとき、そこにはXに対する取立権否定の主張も包含されていると見ることができるのであるから、形式的にXに対する請求を欠くことのみをもつて、直ちに本件参加

を違法視する必要はない（判例は当事者の一方に対してのみ請求をおこなふ片面的は被行参加と称しつゝこれを許す）。六二条の準用、従つて三面訴訟の構造が、紛争自体の性質に基づくものである以上、参加を許容すべきか

否かは、当事者双方に対し参加人が請求をおこしたと解しうべきかどうかによつて定まり、現に形式的に当事者双方に対して請求をおこしたかどうかによつて定まるべきではないからである。現に当事者双方に対して請求をおこした参加も、訴訟物の性質上「三面統一解決」を必要としない場合は、独立当事者参加と認むべきではない（三面訴訟を生ぜず六二条の準用なし。但しこれは請求自体から判断すべきこと請求が理由のあることを要しない。またこれは本案審理についてであり訴訟要件の審理については本誌本簡昭三七年一二事件の）とともに、実質的に当事者双方に対する請求がおこされたと認むべき参加も、参加人が反対の意思を明かにして形式上一方に対する請求のみに固執するような場合は、結局参加を不適法と認めなければならない（常に若しくは或場合「形式上」当事者一方とは同じ）。本件で、国は、後にXに対する請求を追加しているのであるから、参加は当初から実質的に適法であつたと考えることができる（Xに対する請求が当初から存在していたもの）。

一たん三面訴訟の成立した上は（民訴七一条の訴訟を三面訴訟と理解すべき）本案の審理に關し、一当事者に対する關係で他の二当事者相互間には六二条が準用せられる（民訴七）。これは、三面訴訟が紛争の「三面統一解決」を図るための構造であるに基づくから、民訴七一条前段に基づく参加の場合たと同条後段に基づく参加の場合たとで相違はなく（判旨や平審判事の前掲判此が本件をそのいずれとみるの明かかしてない）、また、これは「本来の必要的共同訴訟の場合のように、共同訴訟人

間の連合関係からくるのではなく、むしろ三者間の牽制関係からくることであるから、「準用」というのはむしろその裏の意味になる」(兼子前掲)。(四一八頁)従つて、国が控訴を起した場合、Xは民訴六二条一項によつて控訴人となるのではなく、むしろ同条二項によつて被控訴人となることになるが、いずれにせよ、XのYに対する請求の判断だけが他から切離されて先に確定することはありえないところで、上告理由は全く理由がない(平審判事前)。

問題は、控訴審が、Xの附帯控訴なきに拘らず、XのYに対する請求を棄却した第一審判決を取消して、Xのこの請求を認容した点にあるが(平審判事前掲判決はこの点で判決を不当とし原判決の、控訴審第三回口頭弁論期日でXが更めてYに対する請求をおこしているらしい)その一見無意味な行為が事情の奈何によつては附帯控訴と認められる余地があるのではないかという点を別にしても、Xの請求と論理的に両立しない参加人の主張を認容しようとする控訴裁判所が、「三面統一解決」を理想とする三面訴訟で、Xの附帯控訴がないからといつてこれに触れえず、参加人の請求についてのみ原判決を変更しなければならぬというのは、制度の趣旨に矛盾するのではあるまいか。この点はなおよく考えなければならぬけれども、一概に控訴審を責めるには躊躇を感じる。

判旨に賛成する所以である。

(伊東 乾)